明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（七四）　九
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（七五）
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（七六）　一〇
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（七七）
○宮内庁組織令の一部を改正する政令（七八）
○公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（七九）
○個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（八〇）　一二
○消費者庁組織令及び消費者教育推進会議令の一部を改正する政令（八一）
○法務省組織令の一部を改正する政令（八二）
○外務省組織令の一部を改正する政令（八三）　一三
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（八四）
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（八五）
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（八六）　一三
○環境省組織令の一部を改正する政令（八七）　一四
○原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（八八）
○防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（八九）
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（九〇）　一五
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（九一）
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（九二）
○地方財政法施行令の一部を改正する政令（九三）　一七
○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（九四）　一八
○警察庁組織令の一部を改正する政令（九五）　一九
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（九六）　二〇
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（九七）
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（九八）
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（九九）　二一
○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇〇）
○中小企業等経営強化法施行令の一部を改正する政令（一〇一）　二三
○土地改良法施行令等の一部を改正する政令（一〇二）
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇三）　二五
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇四）　二六
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（一〇五）
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（一〇六）
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一〇七）　二七
○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（一〇八）
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（一〇九）　二八
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一一〇）
○平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（一一一）　二九
○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（一一二）
○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一三）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（一一四）　三〇
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（一一五）
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（一一六）　三六
○国家公務員共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（一一七）　三七
○地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（一一八）　三八
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（一一九）　三九
○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（一二〇）　四〇
○炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（一二一）

（以下次のページへ続く）

**本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。**